事業継続計画(BCP)

感染症発生時における業務継続計画

法人名	一般社団法人つばめ会	種別	放課後等デイサービス
施設名	つばめ会	（種別）	通所支援サービス
代表理事	池田　勝雄	管理者	溝端恵美
所在地	〒673-1431 兵庫県加東市社659	電話番号	0795-42-8655

１．総論

（１）目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）及びその他の感染者が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

（２）基本方針

1　感染症発生時における利用者の安全を守るとともに職員の安全も守る。
利用者は重傷化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

2　感染症発生後も途切れることなく、サービスを安定的に提供する。
非常時であっても、利用者が自立した生活が出来るように支援するという支援専門の仕事は変わらない。早期の対応が必要とされる業務（非常時優先業務）を適切に実施する体制を確保するために、必要な資源（人員、設備、資機材等）や対策を事前に定めて感染症発生後の業務継続に万全を期すことを目指す。

（３）計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、一般社団法人つばめ会の（本部は加東市に所在する）放課後等デイサービス闘竜舎とする。

２．平常時

（１）対応主体

管理者の総括のもと、各職員と連携して対応する。

（２）対応事項

対応事項は以下の通りとする。

項目	対応事項
（１）対応構築・整備	全体を統括する責任者及び代行者 □責任者：池田　代行者：溝端
（２）感染防止に向けた取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 □感染症に関する最新情報の収集 ・行政が発信する情報及び通知により最新情報を把握する。 □基本的な感染症対策の徹底 ・マニュアルに沿った手指消毒、換気等を徹底する。 □利用者及び職員の体調管理 ・検温、体調の記録等、利用者及び職員の体調管理をし、体調が悪い際は速やかに対応を行う。
（３）防護具、消毒液等備蓄品の確保	□保管場所・在庫量の確認及び備蓄 ・アルコール消毒液、次亜塩素酸水の在庫管理を行う。
（４）研修・訓練の実施	□ＢＣＰの共有 同一法人別事業所も含め、本計画の共有を行う。 □ＢＣＰの内容に関する研修 内容について随時必要な研修を実施・参加していく。 □ＢＣＰの内容に沿った訓練（シミュレーション）

	有事に迅速に対応が行えるよう、シミュレーションを行う。
（５）ＢＣＰの検証・見直し	□ＢＣＰの検証・見直し 最新の動向や、感染症の状況に応じて課題点・改善点・変更点などについて本計画の見直しを行う。

３．初動対応

（１）対応主体

管理者の総括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者
全体総括	代表理事　池田勝雄
関係機関への連絡	管理者　溝端恵美
利用者家族への情報提供	管理者　溝端恵美
感染症拡大防止対策に関する総括	管理者　溝端恵美

（２）対応事項

項目	対応事項
（１）第一報	□管理者へ報告 ・感染疑い者が発生した場合は、発熱が見られる場合には利用を中止するか検討する。 ・必要に応じて他事業所へ連絡を行う。 □地域の医療機関・受診相談センターへ連絡 ・電話相談時には事業所名を伝え、利用者であること、症状や経過についても細かく報告する。 □事業所内・法人グループ内の情報共有 ・事業所内において、休暇中の従業員に対しても連絡を行う。 □家族への報告 ・状況について、当該利用者家族へ状況の連絡、情報の共有を行う。 □児童が利用中に発熱や咳などの症状がある場合 ・当該児童を個室に移して家族等に連絡し迎えを待つ。対応は担当の職員のみが行う。
（２）感染疑い者への対応	□サービス利用休止 ・感染症の区分等の状況に応じて、サービスの利用を休止する措置を取ります。 □医療機関受診
（３）消毒・清掃の実施	□利用児童が使用した共用スペースを消毒する。 □利用児童に可能な限りマスクの着用をお願いし、手洗い又は手消毒を徹底する。

４．休業の検討

（１）対応主体

休業・再開の判断については、事業所管理者及び、代表理事が判断を行う。

（２）対応事項

対応事項は以下の通りとする。

対応事項
□都道府県・保健所等との調整 □訪問サービス等の実施検討 ・利用者の状況に応じて、対応可能な職員が訪問サービスの実施を行うか検討する。 ・訪問サービスが必要な可能性が高い児童においては、事前に情報共有を事業所内で行っておく。 □利用者・家族への説明 ・保健所の指示、助言等に従い休業期間を提示する。 ・休業中の相談窓口、連絡先等を明示し、休業中の消毒等の実施や従業員の対応について情報提供を行う。 ・上記について、ＬＩＮＥでの個別連絡や、書面による連絡を行う。 □再開基準の明確化 ・再開日については、事業所内の消毒等の環境整備、従業員の健康状態等を提案し、保健所に相談の上、決定する。

５．感染拡大防止体制の確立

（１）対応主体

役割	担当者
全体総括	代表理事　池田勝雄
関係者への情報共有	代表理事　池田勝雄
感染症拡大防止対策に関する総括	管理者　溝端恵美
勤務体制・労働状況	管理者　溝端恵美
情報発信	管理者　溝端恵美

（２）対応事項

対応事項は以下の通りとする。

項目	対応事項
（１）保健所との連携	□濃厚接触者の特定への協力 □感染対策の指示を仰ぐ。 ・管理者及び代表理事の指示を待つ。
（２）濃厚接触者への対応	□利用者への対応 ・自宅待機 ・国及び県の定めたガイドライン等に従う。 □職員への対応 ・自宅待機
（３）防護具・消毒液等の確保	□在庫数・必要量の確認
（４）情報共有	□事業所内・法人グループ内での情報共有 □利用者・家族との情報共有 □自治体（指定権者・保健所）との情報共有 □関係業者等との情報共有
（５）過重労働・メンタルヘルス対応	□労働管理 ・可能な限り適切な人員配置を行っていく。 □長時間労働対応 ・8 時間を超える労働にならないか、休憩の回数

	を増やすなど対応を行う。 □コミュニケーション ・職員の孤立化や孤独感をもたないよう対応していく。
（６）情報発信	□関係機関・地域・マスコミ等への対応 ・その都度適切に対応していく。

＜更新履歴＞

更新日	内容	更新者
令和　8 年 10 月16 日	更新	井上正和